

議案第 7 号

おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化
条例の一部を改正する条例について

おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例（平成18年おいらせ町条例第
120号）及びおいらせ町環境美化条例（平成19年おいらせ町条例第
4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律
第29号）の施行に伴い、奥入瀬川清流指導隊員及び環境美化指導員の
設置に関する規定を削除するため提案するものである。

おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化
条例の一部を改正する条例

(おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例の一部改正)

第1条 おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例（平成18年おいらせ町
条例第120号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条と
する。

(おいらせ町環境美化条例の一部改正)

第2条 おいらせ町環境美化条例（平成19年おいらせ町条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条と
し、第24条を第23条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。